

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例案の概要

子 育 て 支 援 課

1 改正理由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第152号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 婦人保護施設の長の資格要件のうち、年齢の要件を廃止することとする。  
(第8条関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行の日（平成28年1月1日）から施行することとする。

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(婦人保護施設の長の資格要件)</p> <p>第八条 婦人保護施設の長は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>一 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事した者</p> <p>二・三 略</p>	<p>(婦人保護施設の長の資格要件)</p> <p>第八条 婦人保護施設の長は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>一 三十歳以上の者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したもの</p> <p>二・三 略</p>